

中央大学ボート部白門艇友会会則

平成16年4月1日制定

令和3年1月21日改定

第1条 名称

本会は「中央大学ボート部白門艇友会」とする

第2条 目的

本会は中央大学ボート部を運営及び資金面での支援を行うことを主たる目的とする

第3条 事業内容

本会の目的を達成するために、次の事業を行う

- イ) 年会費を基金とした、中央大学ボート部への活動費拠出・支援
- ロ) その他募金活動等、資金面での支援
- ハ) 名簿等の管理
- ニ) その他本会の目的を達成するに必要な事業

第4条 所在地

本会の本部は埼玉県戸田市戸田公園6-27中央大学ボート部合宿所におき、
また、事務局は別に会長の指定する場所におくことができる

第5条 会員

本会会員資格を以下と定める

- イ) 過去4年間中央大学ボート部に在籍し活動した者
- ロ) 何らかの事情で4年間の活動を全うすることがなかった者は、在籍時の監督の推薦をもって正会員とすることができる
- ハ) 本会の会員として本会の名誉を毀損するような行為があった場合は、総会または役員会の決議により除名することができる

第6条 役員

本会に次の役員をおく

- イ) 会長 1名
- ロ) 副会長 1名
- ハ) 幹事長 1名
- ニ) 幹事 若干名

- ホ) 会計 1名
- へ) 監査 1名
- (2) 会長・副会長・幹事長及び監査は、正会員の中から総会で選出する
- (3) 役員任期は2年とする、ただし再任を妨げないとともに、補欠によって役員になった者の任期は前任者の残任期間とする
- (4) 会長は本会を代表し会務を統括する
- (5) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する
- (6) 幹事長は会長の下に会務を遂行する
- (7) 幹事は幹事長を補佐し、会務を遂行する
- (8) 会計は本会の会計及び財務について管理し、総会においてその状況を報告する
- (9) 監査は本会の会計及び財務について監査し、総会においてその結果を報告する

第7条 総会

本会は原則として年1回会計年度終了後3ヶ月以内に総会を開き、会務を報告するとともに、本会の運営に関する基本事項について決議する

第8条 会計

本会の経費は、会費・寄付金及びその他収入により運営する

- (2) 会員は年度会費を指定した金融機関口座に、毎年6月末日までに納めるものとする
- (3) 年度会費の金額は総会で決める
- (4) 本会の事業会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする
- (5) 毎年度の会計は役員会の承認を得た後、監査を受け総会において報告する

第9条 学員体育会

本会は中央大学学員体育会に所属し、学員体育会役員については本会会員から選出し役員会で承認し会長が委嘱する

第10条 付則

本会の会則を改訂しようとするときは総会の決議を経なければならない

- (2) 本会の会則に定めがなく本会運営上必要な事項は役員会の定める細則、または内規をもって運用することができる